

企業行動研究部会議事録（第 268 回）

日時：平成 30 年 12 月 10 日(月) 18:00-20:00 場

所：中央大学駿河台記念館 3 階 350 号室

出席者：（20 名 上原、小畑、片方、勝田、河口、北川、銀山、西藤、佐久間、佐藤、
出口、永井、比賀江、肥後、菱山、平塚、古山、松尾、峰内、水尾）

1. 連絡事項：事務連絡（理事会関連等）勝田部会長より、開催に先立ち理事会関連報告がなされた

- ・会員動向 3 名入会 3 名退会（内逝去 2 名）
- ・水谷賞推薦委員 梅津会長一任
- ・研究発表大会統一テーマ AI ロボット時代における経営倫理（データ革命等のバックグラウンドを含む）募集の広報は終了
- ・1 月 30 日経営倫理シンポジウム（我が国の ESG 投資の現状・・・）案内済み
- ・役員候補者推薦委員会提案があり継続審議となった（透明性を高めることは重要との意見多数・・・）

2. テーマ 1. SDGs と消費者志向経営・・・古谷部会員

<発表骨子>

「サステナビリティ消費者会議」の活動

- ・持続可能な社会に向けて

企業における消費者への動き

- ・二つの方向性
 - ①消費者志向経営 ・CS(顧客満足) ・お客様第一
 - ②CSR 経営 ・SDGs
- ・問題意識

それぞれの取組みに課題、二つが別々に動いていることに問題があるのではないかと 消費者志向経営

・CS(顧客満足) ・お客様第一 ・ISO10002(組織における苦情対応の指針) 最近の動向
消費者庁「消費者志向経営」(報告書:2017 年公表) 金融庁「顧客本位の業務運営の原則」(2017 年公表)

CSR 経営

- ・ISO26000(組織の社会的責任の手引き) ・国連グローバル・コンパクトへの署名
- ・SDGs(持続可能な開発目標) 消費者をめぐる現状と対応

(1)

- ・消費者の被害・不利益の発生

・品質不祥事 ・多数の「若者・高齢者被害」 ・インターネット関連被害の増加など 消費者をめぐる現状と対応 (2)

- ・社会課題・環境課題の発生

<事例>

- ・森林破壊、プラスチックの海洋汚染 ・宅配便の再配達、食品ロス ・児童労働 など 「SDGs と消費者志向経営」を進めるにあたって
- ・消費者の実態を踏まえた取組みになっているか

- ・企業と消費者の関係
 - ・情報格差(情報の非対称性) ・交渉力格差
- ・市場における消費者の位置付けに上記を考慮する必要がある
 - ・消費者が市場に影響を及ぼす側面において・消費者が市場から影響を受ける側面において

SDGs と消費者志向経営 (1)

- ・「持続可能な社会」をもとに取組みが行われるべき
 - ・どのような社会をめざすべきなのかの前提に
- ・企業の CS への取組みの見直し
 - ・これだけでは不十分、持続可能性を考慮

<事例>

①宅配便の再配達

- ・ニーズを反映 ・環境や労働負荷の発生の問題は？

②苦情の申し出

- ・不満の解消による消費者の安全等の確保・満足 ・申出の促進による社会問題の解決にも

SDGs と消費者志向経営 (2)

- ・企業の CSR への取組みの見直し
 - ・社会的課題としての消費者課題に取り組んでいるか

<事例>

- ①健康商品の提供 ②商品の安全 ③持続可能な消費 ④消費者教育 課題と情報開示

- ・企業の商品プロセスと社会・環境課題

SDGs と消費者志向経営 (まとめ)

- ・いずれも進展している
- ・しかし両者それぞれ適切に取り組んでいないのではないか

<SDGs について>

- ・正の影響にフォーカスがあたり、負の影響を考慮していない
- ・真の消費者に関わる社会課題に取り組んでいるところがまだまだ少ない

<消費者志向経営>

- ・ニーズの把握や苦情対応などに限定され、取組みの範囲が狭い
 - ・経営としての取組みになっていないのではないか
- ・さらには、両者の関係が整理されていないのではないか
 - ・別々の取組みになっていないか ・消費者の実態に基づいていないのではないか

<意見交換>

- ・支配者と被支配者は、通常、2分法的に分かれるが、生産者と消費者の関係は、2分法にはそぐわない
⇒持続可能な消費を主張するためには、生産者は同時に消費者でもあるという、2面性を認め合う必要があると主張されている。
- ・商品プロセスと社会・環境課題については、必ずコストがかかる、⇒コスト問題は、高くても選ぶことで社会が変わるし、コストは下がってくるともいえる。⇒コストは下がるという啓発活動は難しいが重要。しかも消費者にも生産者にもその努力が重要

- ・消費者の観点でこの問題に取り組むのは新しい観点と思う。消費者が良く考え購買することは重要と思うが、生産者は、マイナス面を表に出さないため、消費者は常に情報を浴びるように受けるが、そのことについての確認ができない現状がある。(特にネット社会では)
⇒例えばMSは2年ほど前から相談窓口を設定している。このようなことが今後は期待される。
- ・以前からのテーマであるが、実は消費者側から解を求めることは困難。きちんとした情報提供が行われる体制が整っていないのが現状。
- ・情報機器系商品や金融系商品にその傾向が強い。悪質とすら考える。高齢化社会へ向けて重要なテーマと考える。(無店舗販売の拡大)
- ・古谷さんの2つの方向性への自分なりの答えを紹介する。人権経営を基本とした生産を突き詰めることがこれらの回答になると考える。
- ・同意ですべて人格を持った人を対象に考えればおのずからその答えは出ると思う。
- ・SDGsの中心には人権ということがありただ今のご意見に賛同する。
- ・英国現代奴隷法の問題にもそのことが明確にうたわれている。日本の企業は対応が遅れている。
- ・中国ではインターネットに関する独禁法改正が行われており、このあたりも研究対象となるか。
- ・CCFSという表記があるがこれは何か?⇒コンシューマ・カンファレンス・フォー・サステナビリティである。⇒消費者の立場で評価をする仕組みか。⇒そうである。レポート等に記載している事実の範疇で評価する仕組み。(内容のチェックまでは見切れない)
- ・エシカル通信簿というのはNETで開示されるのか?⇒エシカル通信簿で検索できる。
- ・ブロックチェーンとの関連かと思うが、最近スーパー、コンビニでの仕組みの中で動き始めているようだが、これは消費者がプロセスを見られると考えて良いか。⇒理論的にはそうであるが、オラクル(データベースではない)問題ということが言われており、社会情報をシステムに入れる際の入れ方についてその正しさ確からしさをだれがどのように判断するのかの仕組みが全くないままに進んでいる現状がある。トレーサビリティでの重要課題ではあるが、これを行うには膨大なコストがかかるといわれている。中国ではかなり改善され、AIを駆使して例えば配送の効率化が図られ、アマゾンの比ではないといわれている。

以下略

3. テーマ2. カルロス・ゴーン事件・・・古山部会員

<発表骨子>

(金銭を好む者は金銭をもって満足しない。富を好む者は富を得て満足しない。) Ecclesiastes 5:10

(伝道の書 5 章 10 節)

節) 1. 2018年11月20日、朝刊各紙は「ゴーン日産会長逮捕」という大見出しで、仏ルノー会長兼CEO、ルノー・日産・三菱自動車企業アライアンス会長兼CEO、日産自動車会長という3社の世界的企業及

び企業連合のトップの任にあるカルロス・ゴーン(Carlos Ghosn)氏が、東京地検特捜部に逮捕

2. 地検特捜部の「逮捕」は、殺人事件犯人を警察が現行犯逮捕する場合とは異なる。

地検特捜部の「逮捕」を正しく理解するためには、「特捜部」の生い立ちを知る必要がある。

1947年(昭和22年)隠退蔵物資事件を契機に、東京地検に「隠匿退蔵物資事件捜査部」、通称「隠退蔵事件捜査部」が発足したことに遡る。

3. ゴーン氏は特捜部に逮捕された。

逮捕の三種類: ①現行犯逮捕、②通常逮捕(裁判官に逮捕状を請求して行う) ③緊急逮捕(検察官、検察事務官、司法警察職員等が権限に基づき、独自判断で行う) 今回の逮捕は緊急逮捕に該当する。

4. ゴーン氏が東京地検特捜部に逮捕されたのは、金融商品取引法違反の容疑による。

5. ゴーン氏が金融商品取引法に違反したとされる根拠は、次の通りである。

5-1: 金融商品取引法は、有価証券報告書の内容にうその記載があった場合は、個人に対しては10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、法人に対しては7億円以下の罰金刑が科せられる。

5-2: 日産が、技術的に将来有望と思われるベンチャー企業を買収するために海外に設立した投資会社を通じて、ゴーン氏はパリ、リオデジャネイロ、アムステルダム、バイロートの各都市に、個人用のマンション・住宅等を購入し、会社の公的投資資金を私的目的のために流用した。

以上 2 件の容疑の立件が進められている。

6. 経済犯罪は、一般刑法に準じて裁かれる。そうであれば、最も重要となるのが動機の解明である。刑法の場合、同じ殺人でも感情的動機に基づく殺人と、周到に計算された強盗目的の殺人とでは科される刑罰の重さは大きく異なる。ゴーン氏の虚偽記載の動機は何であったのか、またそのような動機の存在をどのようにして証明するのが注目点となる。

動機が何であれ、虚偽記載は「嘘をつくこと」であるから、非倫理的行為である。一完一

以上

<意見交換>

- ・伝道の書は詩編と同じくユダヤ人の知恵のようなもの。

ゴーン氏はフェニキア人

- ・社員の幸せがすっぱり抜け落ちている経営手法がゴーン流と呼ばれている。高額報酬はけしからんと
の議論あり。(朝日新聞 10 月 5 日)

真逆の議論もあり、欧米に比べて高給とは言えないので、これからどんどん上げるべきとの議論もあります。

- ・実際には、非合理的な経費処理が平然と行われています。

<追加報告>・・肥後部会員より、提出された CEO の年次別収入分布等についての資料が当日配布され、この資料説明を頂いた。(2016CEO Compensation Distribution +CEO Compensation, 1965 - 2013)

<意見交換>

- ・ブラジルにおける反応をサンパウロ新聞という日系の新聞で見たコメントだが、1. ブラジル人はブラジルを離れるがブラジルはブラジル人を離れない。2. ブラジル人とは何なのか? 約すと、ずるがしこいなどの意味で表記されがち。だましたり、ひっかけたりする性癖ともいわれている。

ゴーン氏はそういうところに生まれ、その後またブラジルに戻ったという生い立ちであることが、少し気になったが、現在の容疑程度のことだけでは、どうなのか、という疑問もある。

アメリカ人の経営者は、会社から盗むが、日本人経営者は会社の為に盗むといわれていることもあり、きちんと議論されるべきか。

- ・オリンパスの件でもウッドフォードは、前社長が不正をして金を盗んだと考えたが、実はそうではなかったことも印象的。

- ・ゴーン氏のスタンスは不正表示問題もすべて西川社長の責任として逃げ切ったところにもその危険性をはらんでいると感じた。経営の主導権争いということも言えそう。

・今回のゴーン逮捕に対する欧米の見方は、日本のマスコミの基調とは異なる。日本の文化を含め、文化的、法的対応を見ており、大きな影響はないとみる。また大きな課題としては、今回の件でルノー、ひいてはフランス政府にとって大きな影響があると考える。

以下略

4. その他

勝田部会長より、日本の法制度をめぐる海外からの批判も多くあるが、この点はこれ以降に議論することとすることが宣言され終了した。

次回1月21日第3月曜日

(文責：河口) 議

事録送付先(敬称略)：

[部会員]：安藤、井上(真)、井上、岩倉、上原、遠藤(淳)、遠藤(梨)、大泉、大島、岡田(佳)、小畑、片方、勝田、加藤、河口、川村、北川、木下、銀山、熊本、栗栖、桑山、小池、小松、西藤、斉藤、佐久間、櫻井、佐藤、柴柳、瀬名、潜道、高橋、武谷、田村、出口、徳山、永井、那須、西村、野瀬、野田、比賀江、樋口、肥後、菱山、平塚、古谷、古山、前原、増岡、増澤、増渕、松尾、松本、丸山、水島、水野、峰内、宮川、宮澤、山口、山中、山本、横館、吉村、
[学会本部]：梅津会長、水尾副会長、高橋前会長、内田事務長